

※1 点線は、道路整備事業中の区間、「せたがや道づくりプラン」優先整備路線または第三次事業化計画優先整備路線)を示す。

図3-9 自転車ネットワーク路線図

4. 整備形態の選定

4.1 整備形態の分類

世田谷区が管理するネットワーク路線における自転車通行空間は、本計画の基本方針1（「2.2 基本方針と計画目標」参照）を踏まえ、下記の3つのいずれかの形態により車道部に整備する。

なお、国道・都道のネットワーク路線における整備形態については、各道路管理者において選定する。

- ① 自転車専用通行帯
- ② 自転車走行帯
- ③ 路面表示

(1) 自転車専用通行帯

各都道府県公安委員会の交通規制により、車両通行帯を普通自転車の専用通行帯として指定する形態である。



図 4-1 自転車専用通行帯の整備事例(補助 54 号線・桜上水三丁目)

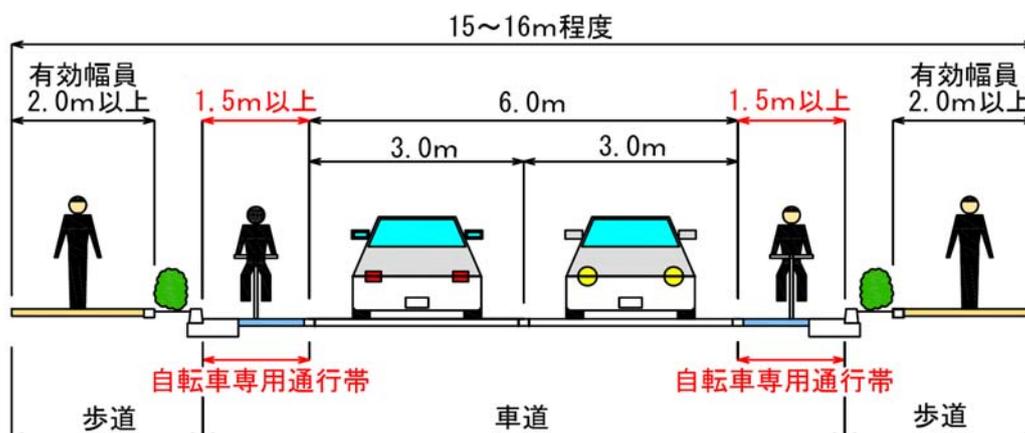


図 4-2 自転車専用通行帯を整備する場合の標準的な断面構成